

静岡県告示第59号

静岡県屋外広告物条例による地域又は場所の指定（平成10年静岡県告示第345号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月10日

静岡県知事 鈴木康友

改正前			改正後		
4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域			4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域		
(1) 道路			(1) 道路		
路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)	路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)
(略)			(略)		
一般国道150号バイパス	浜松市と磐田市との境界から磐田市道下岡田鮫島線との交差点までの区間	(略)	一般国道150号バイパス	浜松市と磐田市との境界から磐田市道南田伊兵衛新田11号線との交差点までの区間	(略)

県道 掛川浜 岡線	(1) <u>新加茂橋</u> 右岸から菊川 市道加茂横地 線との交差点 までの区間	(略)
	(2) <u>菊川市道北</u> 6号線との交 差点から菊川 市道嶺田川上 線との交差点 までの区間	(略)
菊川市 道 奈良野 下平川 線	<u>菊川市道加茂</u> 横地線との交 差点から菊川 市道北6号線 との交差点ま での区間	(略)

県道吉 田大東 線	県道島田吉田 線井口交差点 から島田市道 南原吉峠線と の交差点まで の区間	左記の指定す る区間の道路 から500メー トルの等距離 線の範囲内の 地域（用途地 域の区域を除 く）
県道 掛川浜 岡線	新加茂橋右岸 から菊川市道 嶺田川上線と の交差点まで の区間	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和8年3月1日から施行する。